

あなたとまちと フェイス to フェイス
☺☺Face to Face

改正貸金業法を踏まえた対応について

平成22年11月26日

社団法人 全国信用金庫協会

地元とともに

信用金庫



1. 全信協における取組み

10月15日開催「フォローアップチーム」関係者
ヒアリング提出資料

あなたとまちとフェイス to フェイス
☺☺ Face to Face

(1) 信用金庫等の取組み事例集の作成

- ⇒ 多重債務者防止の観点から、信用金庫や他業態の取組み事例などを取りまとめた事例集を作成し、各信用金庫に配布。
(平成20年3月、平成22年3月)

(2) 「多重債務者相談窓口一覧」の取りまとめ

- ⇒ 改正貸金業法の完全施行による総量規制の導入に伴い、債務者の保護および生活再建の観点から、全国規模の主要な多重債務者相談窓口の概要等を取りまとめ、各信用金庫に案内。(平成22年6月)

(3) 消費者啓発ポスターの作成

- ⇒ 多重債務の発生防止の観点から、他業態と協調しつつ標記ポスターを作成し、各信用金庫の営業店に掲出するよう協力依頼。
(例年9月頃)

2. -1 信金ギャランティ(株)における取組み Face to Face

(1) 信用金庫への働きかけ

⇒ 貸金業法等の改正に伴う信用金庫への影響等について取りまとめ、完全施行日までの役職員の理解促進を図るための取組みを実施。

(2) 貸金業法等の完全施行に向けた説明会の実施

⇒ 全信用金庫を対象に平成21年8月～9月に全国12箇所で説明会を実施。

(3) 改正貸金業法施行に向けた具体的施策(次頁参照)

- ① 専業主婦向け保証業務取扱開始（平成22年4月）
- ② 再審査取上げ制度の取扱強化（平成22年4月）
- ③ 共同コールセンターの取扱開始（平成22年4月）



2. - 2 具体的施策に関する取扱状況等 まちと フェイス to フェイス Face to Face

① 専業主婦向けカードローンの取扱状況(平成22年4月～9月実績)

提携金庫数	審査件数	承認件数	承認率
114金庫（※）	2,584件	2,228件	86.2%

※ 同社が保証するカードローンの提携金庫数は、平成22年10月1日現在で215金庫。本年4月から同カードローンの申込み対象者に専業主婦が追加され、現在、114金庫が提携。

② 再審査取上げ制度の取扱状況(平成22年4月～9月実績)

取扱金庫数	審査件数	承認件数	承認率
93金庫	496件	282件	56.9%

③ 共同コールセンターの利用状況(平成22年9月実績)

共同コールセンター参加金庫数
64金庫

3. -1 信用金庫における取組み事例

(1) 新商品等の取扱い

- ・ 専業主婦向けカードローン（限度額30万円～50万円）の取扱開始。
- ・ インターネットによる申込みを可能とするなど、個人向けカードローンの取扱開始。（本年10月から予定）
- ・ 個人事業主向けスピードローン（融資金額10万円～300万円、融資期間最長7年）の取扱開始。（本年8月） など

(2) 多重債務者からの相談受付

- ・ 多重債務者相談窓口を設置するほか、ローン相談窓口等においても、同相談を受付けており、営業店等で告知。

(3) その他の取組み

- ・ カードローン金利の引下げとローンカード発行手数料の無料化を実施。
- ・ 独自に作成したチラシを新聞の折込広告として案内し、周知を徹底。
- ・ 多重債務者の予防を目的とした若年者向け総合口座通帳の取扱開始。

3. -2 信用金庫における取組み事例

なたとまちとフェイス to フェイス
Face to Face

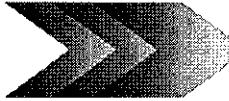
《多摩信用金庫の事例》

(1) 主な対応策

- ① 支援体制の強化
 - ・スキーム構築（弁護士会等との連携）
 - ・新商品の取扱い（救済ローン「リンク」）
- ② 困っているお客さまが闇金などに手を出さないよう、相談しやすい環境の整備
 - ・ATMへのPOP、融資やローカウンターに窓口の表示、チラシの配布
 - ・セミナー、相談会の開催
- ③ 困っているお客さまからのシグナルを機敏に察知、支援
 - ・職員への告知、研修

(2) 態 勢

- ① 営業店
 - ・窓口（融資係・ローカウンター）、お客さま係（渉外）、すまいるカウンター（コンサルティング専門窓口・・・14店舗）
- ② すまいるプラザ
 - ・コンサルティング特化店舗（5店舗、土・日・祝日・夜間対応）



4. 全信協における対応状況(追加) あなたとまちと フェイス to フェイス @@ Face to Face

(1) 改正貸金業法を踏まえた対応の推進

- ⇒ 全国11地区において開催した地区別役員協議会で、改正貸金業法の概要の説明のほか、相互扶助の観点からも債務者からの相談等に応じ、弁護士会等の外部機関を適切に照会するよう依頼。（本年10月下旬～11月中旬）
- ⇒ 「フォローアップチーム会合」の関係者ヒアリングの経過等について、本会第7回理事会（11月18日開催）で報告する等、今後も本会の会議等で取組みを促進予定。

(2) 信用金庫の取組み事例集の作成

- ⇒ 「フォローアップチーム会合」の関係者ヒアリングで紹介した多摩信用金庫の取組み事例を含め、改めて取組み事例集を作成。（来年1月予定）

(3) 雑誌『信用金庫』への掲載

- ⇒ 本会発刊の雑誌『信用金庫』に、改正貸金業法を踏まえた取組み事例を掲載し、個別金庫の取組みを促進。（来年1月以降隨時掲載予定）